

建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行基準

制 定 平成2年3月22日 大阪市告示第196号
最近改正 令和8年 月 日 大阪市告示第 号

(趣旨)

第1条 建築物における駐車施設の附置等に関する条例（昭和39年大阪市条例第93号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項は、同条例施行規則（平成20年大阪市規則第111号。以下「規則」という。）によるほか、この基準に定めるところによる。

(駐車施設の需要が低い建築物)

第2条 条例第3条第2項の駐車施設の需要が低いと市長が認めた建築物は次の表の左欄に掲げるものとし、同項の市長が定める割合は同表の右欄に掲げるものとする。

鉄道駅まで地下通路、上空通路又は歩行者専用道路等で接続することにより、駐車施設の需要を低くする措置がなされた建築物	10分の7
---	-------

(駐車施設を要しない建築物)

第3条 次の各号のいずれかに該当するものは、条例第3条第4項の市長が特に駐車施設を附置する必要がないと認めたものとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（ただし大学は除く）
- (2) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第8条第1項に規定する鉄道施設
- (3) 軌道法施行規則（大正12年内務省、鉄道省令）第7条第2号の工事方法書に記載する施設
- (4) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第2号に規定する電気通信設備
- (5) 熱供給事業法（昭和47年法律第88号）第2条第4項に規定する熱供給施設
- (6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物
(特殊な装置を用いた駐車施設等の基準)

第4条 次の各号のいずれにも該当するものは、条例第13条第2項の特殊な装置を用いることにより自動車が無効かつ安全に駐車することができると市長が認めた駐車施設等とする。

- (1) 駐車場法施行規則（平成12年運輸省・建設省令第12号）第4条第1項の規定に基づき、機械式駐車装置の構造及び設備並びに安全機能に関する基準（平成26年国土交通省告示第1191号）に適合しているものとして、国土交通大臣が認める装置を特殊な装置として用いたものであること
- (2) 特殊な装置の前面と駐車施設等の出口又は入口との間には、特殊な装置の前面から15メートル以内の位置に、幅5メートル以上、奥行き5メートル以上の空地が設けられていること。ただし、特殊な装置の前面にターンテーブルを設ける場合は当該ターンテーブル部分を、特殊な装置の管理上必要な構造物で当該構造物の設置により自動車の安全かつ円滑な走行に支障をきたすおそれのないものを設ける場合は当該構造物が設置された部分を、それぞれ空地に含む。
- (3) 特殊な装置の出口と入口が分離された構造である場合は、入口側に前号の空地を設

けたものであること

(4) 前2号の空地に傾斜又は屈曲がないこと

(車路幅員の特例)

第5条 規則第5条第1号ただし書きにおいて計画調整局長が別に定める幅員は、駐車施設から道路に通じる往復通行の車路について、次の表のとおりとする。

駐車施設の規模 又は駐車台数 建築物の 敷地の間口	500平方 メートル以上	500平方メートル未満		
		20台以上	10台から19台	10台未満
15メートル以上	柱間等部分のみ、 警報装置等を設置する場合に限り 幅員4メートル以上	警報装置等を設置する場合に限り 幅員4メートル以上		警報装置等を設 置する場合に限 り幅員4メート ル以上
10メートル以上 15メートル未満		警報装置等を設置する場合に限り 幅員4メートル以上		
10メートル未満		信号装置等を設置する場合に限り 幅員3メートル以上		

(敷地外駐車施設等特例基準)

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合は、条例第16条第1項の特にやむを得ない場合とする。

(1) 他の法令の規定により駐車施設等を附置することができない場合

(2) 敷地の状態が著しく不整形又は狭小な場合

(3) 道路の交通安全上又は災害防止上当該道路に駐車施設等の出入口を設けることが好ましくない場合

(4) 建築物の構造上又は事業計画上駐車施設等を附置することができないものについて、条例第3条から第5条まで、第8条又は第9条の規定により駐車施設等を附置すべき者が、当該建築物の敷地からおおむね350メートル以内で所有する土地に所有する建築物である駐車場（当該敷地からおおむね350メートル以内の場所にある駐車場のうち、建築主が正当な権原に基づき使用することができ、当該建築物である駐車場に相当すると計画調整局長が認めるものを含む。）に駐車施設等を設置する場合

(共同駐車場指定基準)

第7条 条例第16条第2項の共同駐車場（以下「共同駐車場」という。）の指定を受けるためには、当該駐車場における駐車施設等が、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1) 建築物である駐車施設等であること

(2) 駐車のに供する面積が500平方メートル以上の規模を有する駐車施設等であること

と

- (3) 条例第13条の規定に適合すること
- (4) 駐車施設等の出入口付近の道路に当該駐車施設等を利用する自動車の滞留が発生しないこと

(共同駐車場特例基準)

第8条 次の各号のいずれにも該当する場合は、条例第16条第2項の規定により共同駐車場に駐車施設等を設置することで、建築物又はその建築物の敷地内に駐車施設等を附置しないことができる。

- (1) 当該建築物の敷地内に駐車施設等（荷さばきのための駐車施設等を除く。以下この項において同じ。）を附置することが当該建築物周辺の交通、土地利用等の状況からみて好ましくないこと
- (2) 当該建築物の敷地からおおむね500メートル以内の共同駐車場に駐車施設等を設置すること
- (3) 当該共同駐車場に設置する駐車施設等の台数が当該共同駐車場として指定されている台数の2分の1以下であること

(各種様式)

第9条 規則第2条第1項及び第2項、第7条、第8条第2項及び第4項、第9条第1項及び第2項並びに第10条に規定する所定の様式は、第1号様式から第9号様式までとする。

(委任)

第10条 この基準の施行について必要な事項は、計画調整局長が定める。

附則（平成2年3月22日 大阪市告示第196号）

この基準は平成2年4月1日から施行する。

附則（平成11年3月11日 大阪市告示第192号）

この基準は平成11年4月1日から施行する。

附則（平成13年1月5日 大阪市告示第2号）

この基準は平成13年1月6日から施行する。

附則（平成16年3月26日 大阪市告示第295号）

この基準は平成16年4月1日から施行する。

附則（平成20年5月30日 大阪市告示第592号の2）

この基準は平成20年6月1日から施行する。

附則（平成26年6月30日 大阪市告示第948号）

この基準は平成26年7月1日から施行する。

附則（平成27年8月28日 大阪市告示第1164号）

(施行期日)

- 1 この基準は、平成27年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準の施行の際、改正前の建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行基準（以下「旧基準」という。）第4条第1号に規定する特殊な装置を現に設置している駐

車施設等は、改正後の建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行基準（以下「新基準」という。）第4条第1号に該当するものとみなす。

- 3 新基準第4条第1号の規定にかかわらず、平成28年6月30日までに旧基準第4条第1号に規定する特殊な装置を設置する駐車施設等については、なお従前の例によることができる。

附則（平成28年4月1日 大阪市告示第477号）

この基準は平成28年4月1日から施行する。

附則（平成29年2月17日 大阪市告示第175号）

この基準は平成29年2月17日から施行する。

附則（令和元年5月31日 大阪市告示第95号）

この基準は令和元年5月31日から施行する。

附則（令和3年3月31日 大阪市告示第524号）

この基準は令和3年4月1日から施行する。

附則（令和3年11月1日 大阪市告示第1920号）

この基準は令和3年11月1日から施行する。

附則（令和8年 月 日 大阪市告示第 号）

この基準は令和8年4月1日から施行する。

附置義務緩和承認申請書

年 月 日

大 阪 市 長 様

（申請者）住所

（法人にあつては事務所の所在地）

氏名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

（TEL）

建築物における駐車施設の附置等に関する条例第3条第3項の承認を受けたいので、同条例施行規則第2条第1項の規定により、次のとおり申請します。

接続する鉄道 駅等の概要	鉄道駅名称				
	位 置	区	丁目		
	備 考				
当 該 建 築 物 の 概 要	敷 地 の 位 置	区	丁目		
	敷 地 面 積	m ²	主 要 用 途		
	地 域 ・ 地 区	駐車場整備地区 ・ 商業地域 ・ 近隣商業地域			
	延面積（概ね容積対象面積）	特 定 部 分	非 特 定 部 分		計
		緩和前	m ²	m ²	m ²
		緩和後	m ²	m ²	m ²
	附置義務 台 数	緩和前	台	設 置 台 数	台
緩和後		台			
工 事 着 手 予 定	年 月	工 事 完 了 予 定	年 月		
代 理 人	住所 氏名 TEL				

工事完了届

年 月 日

大 阪 市 長 様

（届出者）住所

（法人にあつては事務所の所在地）

氏名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

（TEL）

大阪市指令計（駐緩）第 号で承認を受けた建築物の工事が完了したので、建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則第2条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

接続する鉄道 駅等の概要	鉄道駅名称				
	位 置	区	丁目		
	備 考				
当 該 建 築 物 の 概 要	敷 地 の 位 置	区	丁目		
	敷 地 面 積	m ²	主 要 用 途		
	地 域 ・ 地 区	駐車場整備地区 ・ 商業地域 ・ 近隣商業地域			
	延面積（概ね容積対象面積）	特 定 部 分	非 特 定 部 分	計	
		緩和前	m ²	m ²	m ²
		緩和後	m ²	m ²	m ²
	附置義務 台 数	緩和前	台	設 置 台 数	台
緩和後		台			
工 事 着 手 予 定	年 月	工 事 完 了 予 定	年 月		
代 理 人	住所 氏名	TEL			

附置義務駐車施設等認定申請書

年 月 日

大 阪 市 長 様

（申請者）住所

（法人にあっては事務所の所在地）

氏名

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

（TEL）

建築物における駐車施設の附置等に関する条例第15条第1項の認定を受けたいので、同条例施行規則第7条の規定により、次のとおり申請します。

申 請 内 容		新規 ・ 変更（前認定番号：第 号）	
配 置 計 画 名 称			
敷 地 の 位 置		区 丁目	
地 域 ・ 地 区		駐車場整備地区 ・ 商業地域 ・ 近隣商業地域	
建 築 物 の 用 途			
敷 地 面 積		m ²	
延 面 積 （概ね容積対象面積）	特定用途部分	非特定部分	計
	m ²	m ²	m ²
条例に基づく 附置義務台数	配置計画に基づく 整備台数	設 置 台 数	
台 台（荷さばき） 台（自動二輪車）	台 台（荷さばき） 台（自動二輪車）	敷地内	台 台（荷さばき） 台（自動二輪車）
		敷地外	台 台（自動二輪車）
低 減 台 数	台 台（荷さばき） 台（自動二輪車）	計	台 台（荷さばき） 台（自動二輪車）
代 理 人	住所 氏名	TEL	
備 考			

共同駐車場指定申請書

年 月 日

大 阪 市 長 様

（申請者）住所

（法人にあつては事務所の所在地）

氏名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

（TEL）

建築物における駐車施設の附置等に関する条例第16条第2項の共同駐車場の指定を受けたいので、同条例施行規則第8条第2項の規定により、次のとおり申請します。

申請内容	新規・変更（前指定番号：第 号）			
申請分類	新築・既存			
申請理由				
駐車場名称				
位置	区	丁目		
地域・地区	駐車場整備地区・商業地域・近隣商業地域			
規模	台 台（自動二輪車）			
指定台数	台 台（自動二輪車）			
構造	自走式・機械式			
新築の場合	工事着手予定	年 月	工事完了予定	年 月
既存の場合	検査済証交付年月日	年 月 日	検査済証番号	第 号
代理人	住所 氏名 TEL			

共同駐車場概要書

年 月 日
 大阪市指令計（駐共）第 号

駐 車 場 名 称			
位 置		区	丁目
地 域 ・ 地 区		駐車場整備地区 ・ 商業地域 ・ 近隣商業地域	
規 模		台 台（自動二輪車）	
指 定 台 数		台 台（自動二輪車）	
構 造		自 走 式 ・ 機 械 式	
検査済証交付年月日		年 月 日	検査済証番号 第 号
備 考			
申 請 者 氏 名			
連 絡 先	氏 名		
	電話番号	()	
付 近 見 取 り 図			

※共同駐車場の出入口の位置を記入すること

注) この書類は大阪市計画調整局計画部都市計画課において閲覧に供します。

共同駐車場工事完了届

年 月 日

大 阪 市 長 様

(届出者) 住所

(法人にあつては事務所の所在地)

氏名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

(TEL)

大阪市指令計(駐共)第 号で指定を受けた共同駐車場の工事が完了したので、建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則第8条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

駐 車 場 名 称			
位 置	区	丁目	
地 域 ・ 地 区	駐車場整備地区 ・ 商業地域 ・ 近隣商業地域		
規 模	台 台(自動二輪車)		
指 定 台 数	台 台(自動二輪車)		
構 造	自 走 式 ・ 機 械 式		
検 査 済 証 交 付 年 月 日	年 月 日	検 査 済 証 番 号	第 号
代 理 人	住所 氏名 TEL		

駐車施設等承認申請書

年 月 日

大 阪 市 長 様

（申請者）住所

（法人にあつては事務所の所在地）

氏名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

（TEL）

建築物における駐車施設の附置等に関する条例第16条第3項の承認を受けたいので、同条例施行規則第9条第1項の規定により、次のとおり申請します。

申 請 内 容	新 規 ・ 変 更（前承認番号：第 号）			
申 請 理 由				
敷地外駐車施設等の概要	駐 車 場 名 称			
	位 置	区 丁目		
	規 模	台（内 台） 台（内 台：自動二輪車）		
	構 造	自走式 ・ 機械式 / 建物内 ・ 建物外		
	共同駐車場指定年月日	年 月 日	共同駐車場指定番号	第 号
当該建築物の概要	敷 地 の 位 置	区 丁目		
	敷 地 面 積	m ²	主 要 用 途	
	地 域 ・ 地 区	駐車場整備地区 ・ 商業地域 ・ 近隣商業地域 ・ 周辺地区		
	延 面 積 (概ね容積対象面積)	特 定 部 分	非 特 定 部 分	計
		m ²	m ²	m ²
	附 置 義 務 台 数	台 台（荷さばき） 台（自動二輪車）	設 置 台 数	台 台（荷さばき） 台（自動二輪車）
工 事 着 手 予 定	年 月	工 事 完 了 予 定	年 月	
代 理 人	住所 氏名 TEL			

駐車施設等承認申請書

年 月 日

大 阪 市 長 様

（申請者）住所

（法人にあつては事務所の所在地）

氏名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

（TEL）

建築物における駐車施設の附置等に関する条例第 16 条第 3 項の変更承認を受けたいので、同条例施行規則第 9 条第 2 項の規定により、次のとおり申請します。

申 請 理 由				
当該建築物の概要	敷 地 の 位 置	区 丁目		
	敷 地 面 積	m ²	主 要 用 途	
	地 域 ・ 地 区	駐車場整備地区 ・ 商業地域 ・ 近隣商業地域 ・ 周辺地区		
	延 面 積 (概ね容積対象面積)	特 定 部 分	非 特 定 部 分	計
		m ²	m ²	m ²
	附 置 義 務 台 数	台 台 (荷さばき) 台 (自動二輪車)	設 置 台 数	台 台 (荷さばき) 台 (自動二輪車)
	工 事 着 手 予 定	年 月	工 事 完 了 予 定	年 月
前 承 認 番 号	第 号			
代 理 人	住所 氏名	TEL		

大阪市指令計(駐命)第 号
年 月 日

(宛て先)

大阪市長

措 置 命 令 書

1) 建築物の所在地

大阪市 区

2) 建築物の用途及び規模

上記の建築物は、建築物における駐車施設の附置等に関する条例第 条の規定に違反しているので同条例第20条の規定により下記のとおり命ずる。

記

1) 措 置.....

2) 理 由.....

注

備考 注の部分にこの通知書記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載する。